

議案第 7 9 号

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成 3 0 年 1 2 月 1 0 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 一般職の職員の給料の額及び期末勤勉手当の支給割合を改定したいため。

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」」を「「100分の130」とあるのは「100分の72.5」」に改め、同条第4項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の207.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の222.5」」を「「100分の130」とあるのは「100分の217.5」」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

別表第1及び別表第3から別表第5までを次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の交野市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1、別表第3及び別表第4の規定は、平成30年4月1日（以下「切替日」という。）から、附則第3項及び第4項の規定は、同年12月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成30年12月に支給した期末手当に限り、新条例第20条第4項の規定中「100分の217.5」とあるのは「100分の227.5」とする。
- 4 平成30年12月に支給した勤勉手当に限り、新条例第21条第2項第1号の規定中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」とし、同項第2号の規定中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

(給与の内払)

- 5 職員がこの条例による改正前の交野市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。